

平成 27 年 度

事 業 概 要

(平成 26 年度実績)

北勢沿岸流域下水道	北 部 浄 化 セ ン タ ー
北勢沿岸流域下水道	南 部 浄 化 セ ン タ ー
中勢沿岸流域下水道	雲出川左岸浄化センター
中勢沿岸流域下水道	松 阪 浄 化 セ ン タ ー
宮川流域下水道	宮 川 浄 化 セ ン タ ー

公益財団法人 三重県下水道公社

〒515-0104 三重県松阪市高須町 3 9 2 2 番地

TEL (0598) 53-4871

目 次

第1章 概 要

- 第1節 設立趣意
- 第2節 目的及び事業
- 第3節 沿革
- 第4節 会社の概要
 - 1 設立
 - 2 総務課と浄化センターの所在地
 - 3 基本財産
 - 4 評議員
 - 5 役員（理事及び監事）
 - 6 組織体制

第2章 平成26年度事業報告及び収支決算報告

- 第1節 評議員会及び理事会の運営状況
 - 1 評議員会
 - 2 理事会
- 第2節 事業報告
 - 1 事業実績報告
 - 2 北部浄化センターの維持管理
 - 3 南部浄化センターの維持管理
 - 4 雲出川左岸浄化センターの維持管理
 - 5 松阪浄化センターの維持管理
 - 6 宮川浄化センターの維持管理
- 第3節 平成26年度収支決算報告

第3章 平成27年度事業計画及び収支予算

- 第1節 事業計画
- 第2節 平成27年度収支予算

第1章 概 要

第1節 設立趣意

第2節 目的及び事業

第3節 沿革

第4節 会社の概要

第1章 概 要

第1節 財団法人三重県下水道公社設立趣意書

下水道は、生活環境の向上を図り、健康で快適な生活をおくるために欠くことのできない施設であるとともに、公共用水域の水質保全のための基幹的な公共施設として、その整備促進が強く要請されているところである。

本県においても、県、関係市町村がともに一体となって下水道の整備促進に取り組んでいるところであり、県が設置する北勢沿岸流域下水道（北部処理区）が昭和63年1月に一部供用開始の予定である。さらに中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）及び北勢沿岸流域下水道（南部処理区）についても早期供用開始に向けて事業を進めている。

しかしながら、下水道の機能を十分に発揮させるには、その整備とともに、適切な維持管理を行うことが必要である。

下水道の維持管理については、水質監視の徹底、下水汚泥の円滑な処理処分、及びそれらのための各種専門技術者の確保等多くの課題に直面しており、これらの課題に対応し、さらに流域下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うためには、県と流域関連市町村との密接な連携による協力体制を確立することが必要である。

このため、県と流域関連市町村は、財団法人三重県下水道公社を設立することとした。

この公社は、下水道知識の普及・啓発、下水道技術者の研修、下水道技術の調査・研究等を行うとともに流域下水道の維持管理業務を受託し、流域下水道の効率的な運営を図ることにより、県及び市町村の下水道行政の推進に協力し、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とするものである。

昭和62年7月1日

第2節 目的及び事業

【目的】

公益財団法人三重県下水道公社は、三重県が設置する流域下水道施設の管理業務を行うとともに、下水道に関する知識の普及及び啓発等の事業を行うことにより、三重県及び県内市町の下水道事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

【事業】

- (1) 流域下水道施設の管理
- (2) 下水道に関する知識の普及及び啓発
- (3) 下水道に関する調査研究及び研修
- (4) 市町への技術支援
- (5) 排水設備工事責任技術者の資格認定
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3節 沿 革

年 月 日	事 業 又 は 事 象
昭和	
62年 5月28日	公社設立準備会 北勢沿岸流域下水道事業（北部処理区）連絡協議会委員会 （議案第5号）
62年 6月 9日	財団法人三重県下水道公社設立総会
62年 7月 1日	設立許可（三重県指令監第1056号） 公社の事務所を三重郡川越町大字亀崎新田80番地の2に置 く（同所に北部浄化センターを設置）とともに、北勢沿岸流域 下水道（北部処理区）の維持管理受託事業を開始
62年 7月10日	設立登記
平成	
4年 3月31日	寄付行為の一部変更許可（三重県指令監第492号） 書面表決の追加
5年 4月 1日	本部及び雲出川左岸浄化センターを設置するとともに、中勢沿岸 流域下水道（雲出川左岸処理区）維持管理受託事業を開始
8年 1月 1日	南部浄化センターを設置するとともに、北勢沿岸流域下水道（南 部処理区）維持管理受託事業を開始
10年 4月 1日	松阪浄化センターを設置するとともに、中勢沿岸流域下水道（松 阪処理区）維持管理受託事業を開始
10年 6月10日	下水道排水設備工事責任技術者認定事業を開始
12年 3月27日	寄付行為の一部変更許可（三重県指令監第351号） 評議員及び評議員会にかかる内容の追加 理事長の選任方法の変更
17年 1月11日	寄付行為の一部変更許可（三重県指令県土第00-63号） 理事・評議員の定数の減
18年 1月17日	三重県流域下水道施設指定管理者の指定を受ける 期間：平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
18年 6月 1日	宮川浄化センターを設置するとともに、宮川流域下水道（宮川処 理区）の維持管理受託事業を開始

19年 4月 1日	高須町公園オートキャンプ場の管理業務受託事業を開始
20年12月24日	寄付行為の一部変更認可（三重県指令県土第01-126号） 主たる事務所所在地の変更
21年 1月 1日	主たる事務所を松阪市高須町3922番地に移転
21年 1月 9日	三重県流域下水道施設指定管理者の指定を受ける 期間：平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
25年 3月21日	公益財団法人としての認定を受ける
25年 4月 1日	公益財団法人三重県下水道公社へ移行
25年12月25日	三重県流域下水道施設指定管理者の指定を受ける 期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

第4節 会社の概要

1 設 立

昭和62年7月1日〔平成25年4月1日公益財団法人へ移行〕

2 総務課と浄化センター等の所在地

名称及び愛称	位 置	TEL FAX
総務課	〒515-0104 松阪市高須町3922番地	(0598)53-4871 (0598)53-4867
水質分析センター	〒515-0104 松阪市高須町3922番地	(0598)53-4865 (0598)53-4867
北部浄化センター (水のリサイクルセンター)	〒510-8114 三重郡川越町大字亀崎新田80番地の2	(059)365-3181 (059)365-3183
南部浄化センター (クリーン・オアシス楠)	〒510-0103 四日市市楠町北五味塚1085番地の18	(059)397-7411 (059)397-7413
雲出川左岸浄化センター (みずトピア雲出)	〒514-0301 津市雲出鋼管町52番地の5	(059)235-1755 (059)235-1756
松阪浄化センター (アクアパーク松阪)	〒515-0104 松阪市高須町3922番地	(0598)53-4865 (0598)53-4867
宮川浄化センター	〒516-0001 伊勢市大湊町1126番地	(0596)36-3841 (0596)36-3843

3 基本財産 56,000千円

〈出捐金の内訳〉

出捐者	出捐金(千円)	内訳	出捐割合
四日市市	4,014	北部:3,335、南部:679	50%
桑名市	3,831	北部	
いなべ市	729		
東員町	529		
菰野町	837		
朝日町	243		
川越町	496		
鈴鹿市	4,281		
亀山市	1,040		
津市	4,594	雲出川左岸:4,000、松阪:594	
松阪市	3,211	松阪	
多気町	195		
伊勢市	3,216	宮川	
明和町	400		
玉城町	384		
三重県	28,000		50%
合計(16)	56,000		100%

4 評議員〔平成27年3月31日 現在〕

(1) 評議員名簿

【任期：平成25年4月1日から平成28年度に開催する定時評議員会終結の時まで】

役職名	氏名	所属及び職名
評議員	木本 凱夫	元 三重大学助教授
評議員	土井 英尚	三重県県土整備部長
評議員	市川 千賀子	三重県食生活改善推進連絡協議会 顧問
評議員	高橋 正昭	元 四日市大学環境情報学部 特任教授
評議員	伊藤 博子	三重県司法書士会 理事
評議員	青木 泰	津市副市長
評議員	藤本 亨	伊勢市副市長
評議員	広森 繁	亀山市副市長
評議員	吉野 睦	いなべ市副市長
評議員	城田 政幸	川越町副町長

(2) 評議員数及び選任方法 (定款第12条及び第13条)

役職名	定 数	選 任 方 法
評議員	8名以上12名以内	評議員会の決議により選任

5 役員 (理事及び監事) [平成27年3月31日 現在]

(1) 理事名簿

【任期：平成25年4月1日から平成26年度に開催する定時評議員会終結の時まで】

役職名	氏 名	所属及び職名
理 事 長	北 川 貴 志	公益財団法人三重県下水道公社
副理事長	水 谷 義 人	桑名市上下水道事業管理者
理 事	佐 藤 邦 夫	三重大学大学院生物資源学研究所 教授
理 事	高 屋 充 子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議 会長
理 事	山 本 浩 和	株式会社 百五経済研究所 主席研究員
理 事	向 井 克 志	松阪市上下水道部次長
理 事	菅 野 亮	明和町上下水道課長
理 事	中 尾 昇 一	四日市市上下水道局管理部長
理 事	山 下 誠 司	東員町建設部長
理 事	館 敏 彦	三重県県土整備部流域整備担当 次長

(2) 監事名簿

【任期：平成25年4月1日から平成28年度に開催する定時評議員会終結の時まで】

監 事	松 下 裕 也	税理士
監 事	駒 田 早 人	朝日町上下水道課長

(3) 役員数及び選任方法 (定款第28条及び第29条)

役職名	定 数	選任方法
理 事 長	1名	理事会の決議により理事の中から選定
副理事長	1名	
常務理事	1名	
理 事	8名以上12名以内 (理事長、副理事長及び常務理事を含む)	評議員会の決議により選任
監 事	2名以内	評議員会の決議により選任

6 組織体制
(1) 組織表

(平成27年3月31日 現在)

